

改めて国民負担率問題を考える

国民負担率論議への問題提起

1997年9月

慶応義塾大学大学院管理研究科教授

田 中 滋

一橋大学経済研究所教授

高山 憲之

千葉大学法経学部助教授

広井 良典

医療経済研究機構研究部長

田 中 信 朗

目次

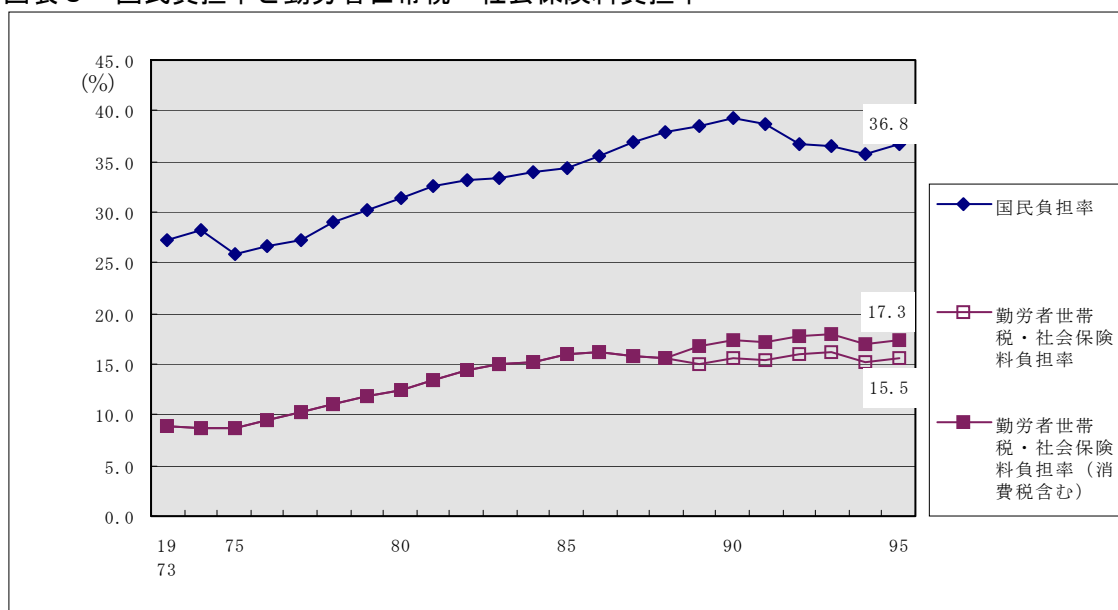
1. はじめに	2
2. 国民負担率に関する技術的問題	3
(1) 国民負担率の分母：国民所得ではなく GDP	3
(2) 国民負担率と勤労者世帯の収入にみる負担の比較	4
(3) 異質な数値を合計した分子	8
(4) 国民負担率と社会保障給付の関係	9
(5) 財政赤字の考慮	12
(6) 国民負担率は1断面を見た指標	13
(7) 二重計算問題	16
(8) 第2章のむすびに代えて：今後の課題	16
3. 国民負担率と経済論	16
(1) 世代間の公平	16
(2) 国際競争力への影響	19
(3) 「高負担＝民間経済の資金不足による活力低下」説	20
(4) 国民負担率と経済成長率をめぐる計量経済分析について	21
(5) 国民負担率と経済成長率に関する理論的検討	22
(6) 負担率の高低と政府の大小・効率・規制	24
4. 国民負担率の帰趨に関する検討	24
(1) 国民負担率が上がりすぎた（上昇を放置した）場合	24
(2) 国民負担率を抑制した場合に起こりうる事態	25
5. まとめ	27

(2) 国民負担率と勤労者世帯の収入にみる負担の比較

国民負担率という言葉の響きからか、「国民負担率は将来5割を超えると予測される。だから、骨身を削って働いて得る収入の半分が税金や社会保障負担などの公的負担で消えていく」との記述や、「月収の半分をとられたら働く気がしない」などの表現をしばしば目にする。あるいは「国民負担率が70%を超えるスウェーデンでは、収入の7割も政府にとられているため経済の活力がない」と紹介されたりしている。次に、このような解釈が間違っている理由を説明する。

図表3は、わが国における国民負担率（分母：国民所得）と、勤労者の世帯収入あたりの税・社会保障負担率の推移を比較したグラフである。同図から、マクロの国民負担率と勤労者が実際の収入から納める税・社会保障料負担率の間の大きな違いを確認できる。すなわち、国民負担率が36～37%程度でも、平均的な勤労者の税・社会保障料は実収入の10数パーセントにすぎない。

図表3 国民負担率と勤労者世帯税・社会保障料負担率



(出所) 総務庁統計局「家計調査年報」、厚生省編「厚生白書」、経済企画庁「国民経済計算年報」

(備考) 1. 税・社会保障料負担は、(税金+社会保障料) / 実収入。

2. 実収入は、勤め先収入、事業・内職収入、他の経常収入(預貯金利子、配当金など)、特別収入(受贈金など)を含む。

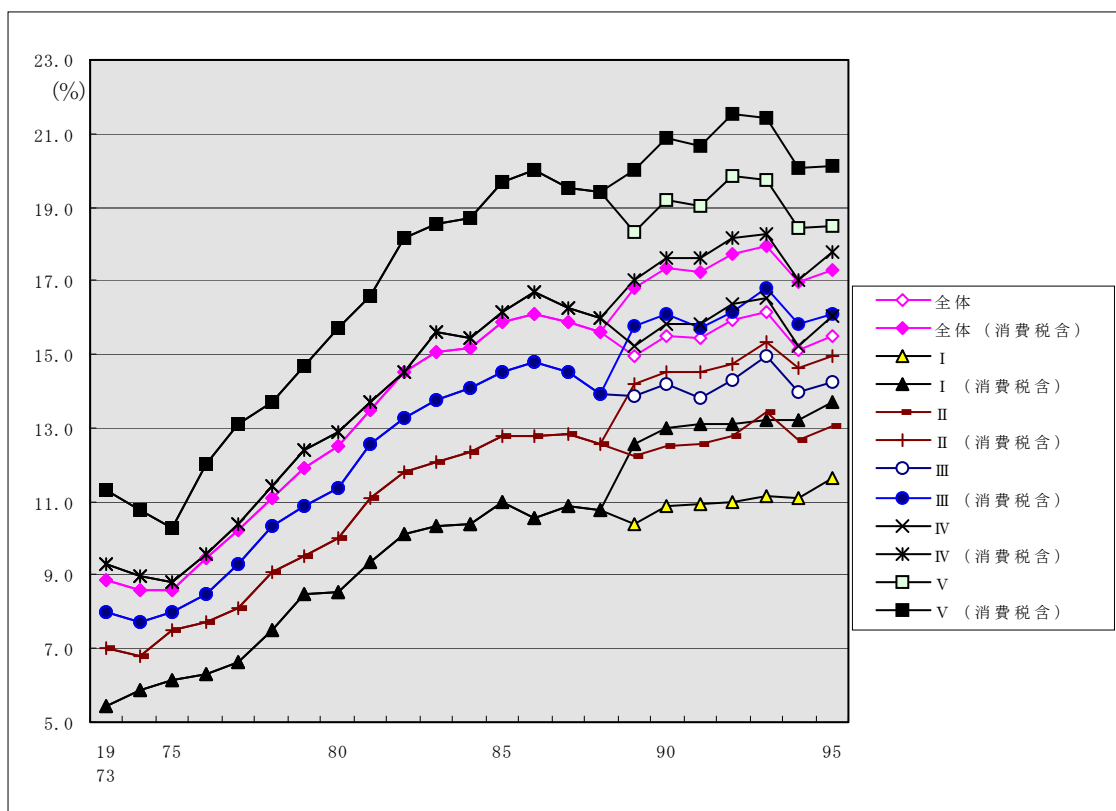
3. 国民負担率は年度、他は暦年。

図表4は、図表3の勤労者世帯の税・社会保障料負担率について、今度は所得階層別に見

たグラフである。所得5分位別では、もっとも豊かな上位 20%（第Ⅴ分位）は実収入から税および社会保険料を 20%程度負担しているのに対し、低収入の階層ほど負担率が低くなっている。

一方、所得税減税の効果は上の階層ほど大きく出ており、1994 年の 2 割減税の結果、第Ⅴ分位では大きく負担が低下した。これに比べ第Ⅰ分位は減税の恩恵を受けず、負担率は横這いであった。反対に 1989 年の消費税導入の際は、第Ⅰ分位で大きく負担率が上昇したのに対し、第Ⅴ分位は消費税分で負担率が多少上がったものの、所得減税の恩恵の方が大きかった。つまり、水準ベースでは豊かな層は多く負担しているが、変化の方向については、上の階層が有利で、下の階層が不利となる結果を読み取れる。なお「水準と変化のどちらが重要な指標か」は、理論からは導けない政策判断課題である。

図表 4 所得階層別税・社会保険料負担率（勤労者世帯）



(出所) 総務庁「家計調査年報」

(備考) 1. 税・社会保険料負担は、(税金+社会保険料) / 実収入。

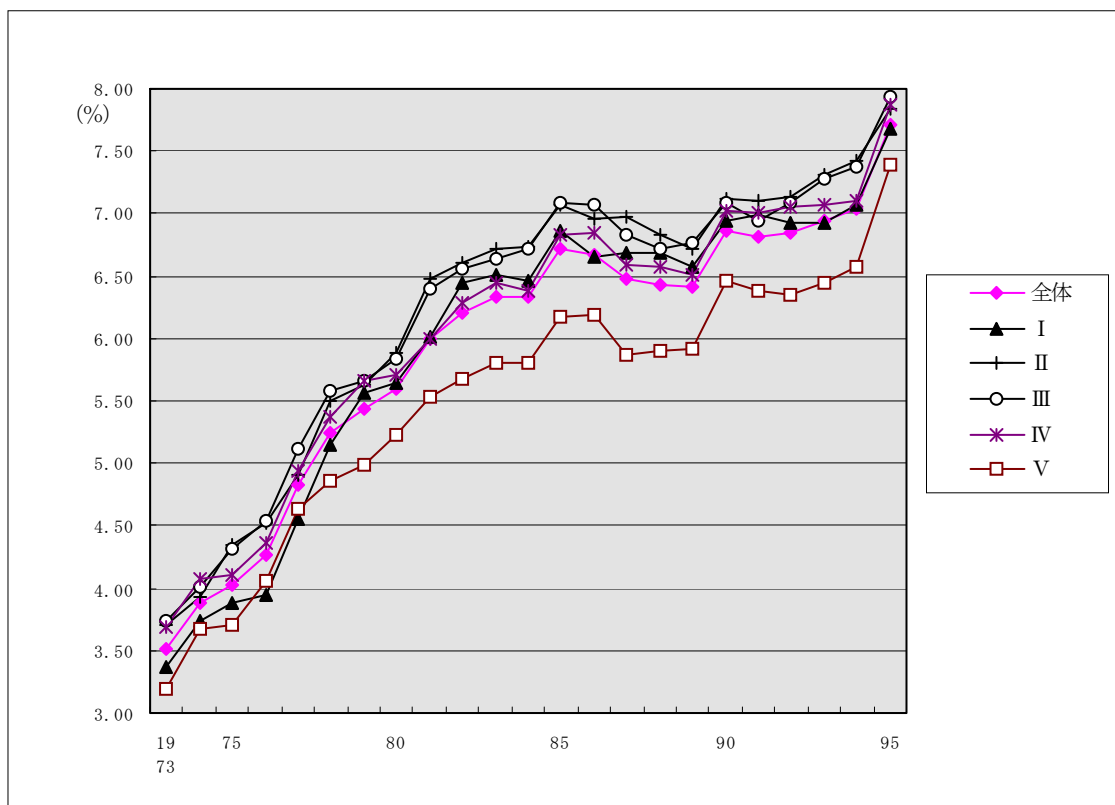
2. 実収入は、勤め先収入、事業・内職収入、他の経常収入（預貯金利息、配当金など）、特別収入（受贈金など）を含む。

3. すべて暦年。

図表 5 は、社会保険料だけを取り出して 20 年間の推移を示している。第Ⅰ分位から第Ⅳ

分位まではほぼ同率の社会保険料負担となっているのに対し、第V分位のみ負担率が他より低い。この層の勤め先収入以外からの収入の高さと、社会保険料の標準報酬上限制のために生ずる逆進性である。

図表5 所得階層別社会保険料負担率（勤労者世帯）



（出所）総務庁統計局「家計調査年報」

（備考）1. 社会保険料負担は、社会保険料／実収入。

2. 実収入は、勤め先収入、事業・内職収入、他の経常収入（預貯金利子、配当金など）特別収入（受贈金など）を含む。

3. 数値はすべて暦年。

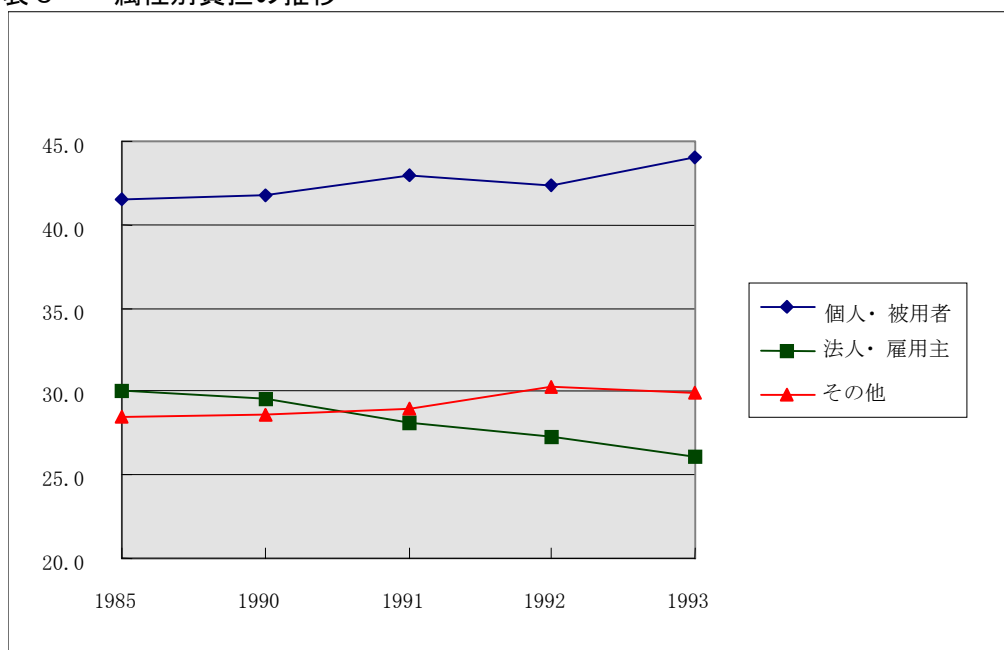
以上から分かるように、たとえ国民負担率が50%であっても、多くの家計で月収の半分が税金と社会保険料でとられるような事態はありえない。

また現行の議論を観察すると、税・社会保険料の負担者はあたかも勤労世代と企業のみであるかのような論調が多い。そして、「今後これらのセクターの負担がますます重くなると勤労者の労働意欲を失わせ、また企業の海外逃避を招く」といった結論につなげるケースが珍しくない。

しかし、実際に税・社会保険料の負担を調べると、法人・雇用主と被用者以外に、両者

のいずれにも属さない第三のグループによる負担が存在する様子が見てとれる（図表6の「その他」）。

図表6 属性別負担の推移



(出所) 財政金融統計月報、社会保障統計年報から安田総研試算

(備考) 「個人・被用者」は、所得税、相続税、道府県民税・市町村民税の個人分、及び社会保険料の雇用主負担分以外の部分の合計。

「法人・雇用主」は、法人税、法人事業税、道府県民税・市町村民税の法人分、社会保険料の雇用主負担分。

「その他」は、上記を除く税・社会保険料負担。

社会保険料は確かに8割以上を勤労者と企業が負担している¹。しかし、税についてはそれ以外の負担者も存在する。代表的には、消費税は雇用主・被用者以外の購入者も必ず負担しなければならない。一般に間接税や資産課税は、法人・雇用主、個人・被用者、無職・引退者の区別によらず、いずれもが消費や資産の多寡に応じて負担している²

つまり税制の変更により、税負担の配分は変わりうる。例えば資産課税・利子課税が強化されれば高齢世代の負担が増えると考えられる。年金給付に比例した医療・介護保険料徴収も同様の効果を生む。誰が税・社会保険料を負担するかは一義的には定まらず、政策的な決定に左右されるのである。

むしろ大切な問いは、マクロ経済上の負担率の値よりも、働く世代の手元に経済成長の成果を何%残せるかであろう。

¹ 国保の保険料は引退者も支払っている。

² ゆえにこれらの税収の負担割合は特定化できない。